

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和7年度及び令和8年度において、滝川市が発注する工事又はその他の契約に係る競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和6年12月26日

滝川市長 前田 康吉

第1 資 格

1 基本的資格要件

滝川市が発注する契約に係る競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

- （1） 政令第167条の4（政令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者。
- （2） 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税を滞納している者。ただし、審査基準日の前日までに納期限の到来しているものに限る。
- （3） 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第12号）第2条第1号、第2号及び第4号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者に該当する者。

2 審査基準日

資格審査の基準日は、令和7年1月1日（建設工事の請負契約にあつて、事業の経験又は従事年数については令和6年10月1日）とする。

3 契約の種類による資格要件等

- （1） 工事の請負契約（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）に規定する29業種に係る契約）

工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 審査基準日現在において、登録業種と同一種類の建設工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上、当該建設業を営んでいること。
- イ 前記アに規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けており、かつ、その結果通知の基準日（決算日）が申請をする日の1年7か月前の日以降のものであること（「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」のいずれも加入している又は適用除外とされている場合は申請を行うことができる。）。また、経営事項審査にあつては、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評点値（P点）の通知を受けていること。
- ウ 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、上記アに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

- （2） （1）に係る格付要件及び審査事項、等級区分に応ずる工事予定価格

ア 格付要件

競争入札参加資格者のうち、滝川市内に建設業法第3条第1項の営業所を設けている者（以下「市内業者」という。）及び滝川市内に営業に係る拠点を設置し、かつ、常駐する包括受任者を配置する等市内業者と同等と市長が認める者については、工事の請負契約のうち、次の表に掲げる種類の契約について、工事の種類に応じて、下記イ及びウに掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して同表に掲げる等級に格付するものとする。また、これ以外の者については、必要の都度格付するものとする。なお、令和7年度に格付した内容を令和8年度において変更する場合がある。

イ 客観的審査事項

建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める経営事項審査の項目及び基準（建築物の解体に係る契約については、建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める経営事項審査の土木一式工事、建築一式工事及びとび・土工・コンクリート工事の項目及び基準）

ウ 主観的審査事項

滝川市発注工事に係る工事施行成績

エ（等級区分に応ずる工事予定価格）

単位：万円

等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	電気工事	管工事	舗装工事	水道施設 工 事
A	5,000以上	10,000以上	2,000以上	2,000以上	4,000以上	3,500以上
B	5,000未満 3,000以上	10,000未満 5,000以上	2,000未満 500以上	2,000未満 500以上	4,000未満 1,000以上	3,500未満 1,000以上
C	3,000未満 1,000以上	5,000未満 2,000以上	500未満	500未満	1,000未満	1,000未満
D	1,000未満 500以上	2,000未満 500以上				
E	500未満	500未満				

等級	屋根工事	塗装工事	内装仕上 工 事	造園工事	解体工事
A	300以上	300以上	300以上	300以上	1,000以上
B	300未満	300未満	300未満	300未満	1,000未満
C					
D					
E					

（３） 役務の提供等に係る契約

次に掲げる役務の提供等に係る契約についての競争入札参加資格者は、各種契約に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

① 建築物の設計に係る契約

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

② 測量、地質調査及びコンサルタント等に係る契約

ア 測量業者は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定により登録を受けていること。

イ 地質調査業者は、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定により登録を受けていること。

ウ 建設コンサルタントは、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により登録を受けていること。

エ 補償コンサルタントは、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定により登録を受けていること。

オ 計量証明事業は、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により登録を受けていること。

カ 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

キ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

ク 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

③ 建物清掃管理等業務に係る契約

建物清掃管理等業務は、次の表に掲げるものとする。

業務種別	資格要件等	添付書類
清掃業	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物環境衛生総合管理業登録証明書、建築物清掃業登録証明書のいずれか
環境衛生総合管理業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物環境衛生総合管理業登録証明書
空気環境測定業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物環境衛生総合管理業登録証明書、建築物空気環境測定業登録証明書のいずれか
排水管清掃業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物排水管清掃業登録証明書
空気調和用ダクト清掃業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物空気調和用ダクト清掃業登録証明書
飲料水水質検査業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物飲料水水質検査業登録証明書のいずれか
飲料水貯水槽清掃業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
ねずみ昆虫等防除業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書
警備業	警備業法（昭和47年法律第117号。以下同じ。）に基づく都道府県公安委	・警備業認定証

	員会の認定を受けていること。	
機械警備業	警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けており、かつ、機械警備業の届出が受理されていること。	・ 警備業認定証及び機械警備業届出受理書
浄化槽維持管理業	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・ 浄化槽保守点検業登録証明書
空調設備保守管理業	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下同じ。）に基づく「ボイラー技士」及び消防法（昭和23年法律第186号。以下同じ。）に基づく「危険物取扱者」の資格を有する者を雇用していること。	・ ボイラー技士免許証及び危険物取扱者免状
消防設備保守管理業	消防法に基づく「消防設備士」又は「消防設備点検者」の資格を有する者を雇用していること。	・ 消防設備士免状、消防設備点検資格者免状のいずれか
電気設備保守管理業	電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく「電気保安法人」に所属し、「電気主任技術者」の資格を有する者を雇用していること。 又は「電気管理技術者」の資格を有する者であること。	・ 電気主任技術者免状及び電気保安法人に所属していることが確認できるもの又は電気管理技術者登録の確認ができるもの
昇降機保守管理業	建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく「建築士」又は「昇降機検査資格者」の資格を有する者を雇用していること。	・ 建築士免許証、昇降機等検査員資格者証のいずれか

ア 業務種別に係る関係法令等による特定資格者が在籍し、かつ、営業に関して許可、認可、免許、登録等を有していること。

イ 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。（ただし、電気設備保守管理業は除く。）

④ 公共下水道施設保守点検及び清掃業務に係る契約

ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

ウ 労働安全衛生法第14条の規定に基づく酸素欠乏危険作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、小型移動式クレーン運転、玉掛け技能講習修了者を有していること。

エ 清掃用機械器具及び一般機器を有していること。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく産業廃

棄物収集運搬業の許可を受けている者。

カ 過去2年間（令和5年1月1日から令和6年12月31日まで）に国又は地方公共団体からの受託実績があること。

⑤ 道路及び管きよの機械清掃に係る契約

ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

ウ 清掃用機械器具及び一般機器を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

⑥ 公共下水道管きよ内TVカメラ調査業務に係る契約

ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

⑦ 剪定木破砕処理委託業務に係る契約

ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでおり、かつその実績がある者であること。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物（木くず）収集運搬業及び一般廃棄物（木くず）処分業の許可を受けている者。

ウ 滝川市の一般廃棄物収集運搬業許可の資格を有している者であること。

⑧ 実勢価格調査による資機材設計単価策定業務に係る契約

ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 審査基準日現在において、北海道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有している者であること。

ウ 過去10年以内に官公庁が発注する工事等の単価策定に係る業務を受注し工事用資材設計単価策定要領にて履行した実績があること。

エ 過去2年以内に国内における建設工事に関する工事費、これに関連する建設資材価格、労働者賃金等の調査研究を行い、調査に基づく資材価格等は刊行物として出版されていること。

オ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

⑨ 除雪車両の修繕に係る契約

ア 審査基準日において、滝川市内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有している者であること。

イ 審査基準日において、過去2年以内に滝川市の除雪車両の修繕業務の受託実績があること。

⑩ 公用車売払いに係る契約

審査基準日において滝川市内に本店、支店または営業所等の営業拠点を有している事業者であること。

⑪ 市の施設に係る事業系ごみ収集運搬委託業務に係る契約

ア 審査基準日現在において廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者。

イ 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

- エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- ⑫ 印刷物の製造の請負業務に係る契約
 - ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
 - イ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。
 - ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- ⑬ 市の施設の駐車場等の除雪及び排雪委託業務に係る契約
 - ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
 - イ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。
 - ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- ⑭ 選挙に係るポスター掲示場設置等業務に係る契約
 - ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
 - イ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。
 - ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- ⑮ 広報たしかわ及び同時配布物の配布業務に係る契約
 - ア 審査基準日現在において滝川市内に本店、支店または営業所等の営業拠点を有している者であること。
 - イ 本市における配達業務を行った実績のある者であること。
 - ウ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に定める貨物自動車運送事業のうち一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- ⑯ 指定ごみ袋製造委託業務に係る契約
 - ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
 - イ 審査基準日現在において滝川市内に本店、支店または営業所等の営業拠点を有していること。
- ⑰ 指定ごみ袋等保管配送業務に係る契約
 - ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
 - イ 審査基準日現在において滝川市内に本店、支店または営業所等の営業拠点を有していること。
- ⑱ 滝川市合同墓埋蔵時立会委託業務
 - ア 滝川市内に本店、支店または営業所等の営業拠点を有している者であること。
 - イ 審査基準日において、過去2年以内に地方公共団体からの墓地又は火葬場維持管理業務の受託実績があること。
 - ウ 葬祭業務及び葬具用品の販売を生業としていないこと。
- ⑲ 個人市・道民税当初課税用資料データ入力およびイメージデータ作成業務に係る契約
 - ア 審査基準日現在において国または地方公共団体発注による課税資料のデータ入力業務の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。
 - イ 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
 - ウ 審査基準日現在において北海道内に本店、支店または営業所等の営業拠点を有している者であること。
- ⑳ 標準宅地鑑定評価業務に係る契約
 - ア 固定資産税（土地）の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定評価の実績があり、かつ下記の条件を満たした複数の不動産鑑定士が在籍、所属、登録、又は会員

となっていること。

イ 滝川市が発注した標準宅地の鑑定実績があること

ウ 最近3年間において地価公示法第27条に規定する処罰、不動産の鑑定評価に関する法律第40条に規定する懲戒処分を受けていないこと。

㉑ 市議会本会議等会議録音声反訳整文業務に係る契約

ア 審査基準日現在において北海道内に本店、支店または営業所等の営業拠点を有していること。

イ 過去2年間（令和5年1月1日から令和6年12月31日まで）に国又は地方公共団体からの受託実績があること。

㉒ 社会教育施設管理運営委託業務に係る契約

ア 審査基準日において滝川市内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有している者であること。

イ 審査基準日において、過去3年以内に公共施設等の管理運営委託業務（指定管理を含む。）を受託し、履行した実績を有する者であること。

ウ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく都道府県知事の登録を受けている者であること。

㉓ 舞台設置運営等委託業務に係る契約

ア 審査基準日において、北海道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有している者であること。

イ 審査基準日において、過去3年以内に公共文化ホールの管理運営委託業務（指定管理を含む。）を受託し、履行した実績を有する者であること。

ウ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

㉔ 文化施設管理運営委託業務に係る契約

ア 審査基準日において、滝川市内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有している者であること。

イ 審査基準日において、過去3年以内に公共文化施設の管理運営委託業務（指定管理を含む。）を受託した実績を有する者であること。

ウ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

㉕ スクールバス運行及び各種行事等に係る運送業務に係る契約

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める旅客自動車運送事業のうち、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。

イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に定める貨物自動車運送事業のうち、一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。

ウ 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 過去2年間（令和5年1月1日から令和6年12月31日まで）に国又は地方公共団体からの受託実績があること。

オ 小型バスを2台以上及び中型バス又は大型バスを4台以上所有している者であって、常時これらのバスと合わせて9台以上運行することができる貸切バスを所有している者であること。

㉖ 学校給食の配送業務に係る契約

- ア 審査基準日現在において北海道内に本店、支店または営業所等の営業拠点を有している者であること。
 - イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に定める貨物自動車運送事業のうち一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- ②⑦ 公園遊具等点検業務に係る契約
- ア 審査基準日において、北海道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有している者であること。
 - イ 別紙当該申請に係る仕様書に記載の内容について履行可能な者であること。
- ②⑧ 一般廃棄物最終処分場維持管理委託業務に係る契約
- ア 次に掲げる施設管理及び設備操作を行うために必要な資格等を有する者を、常時、当該委託業務に従事させることができること。
 - （ア） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号）第17条第1項に定める技術管理者
 - （イ） 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条に定める酸素欠乏・硫化水素作業主任者
 - （ウ） 車両系建設機械運転技能講習修了者
 - （エ） 業務に使用する車両の運転免許保持者
 - イ 審査基準日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
 - ウ 審査基準日現在において、北海道内に本店、支店または営業所等の営業拠点を有していること。
- ②⑨ 選挙業務に係る契約
- ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
 - イ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。
- ③⑩ 低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処分委託業務
- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る許可を受けている者であること。また、次に掲げる講習及び教育を修了した者で、作業主任者として配置できる者であること。
 - （ア） 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」
 - （イ） 平成12年3月28日付基発第179号労働省労働基準局長通知「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」に基づく“安全衛生教育”及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条に定める“職長等教育”を併せた「職長・安全衛生責任者教育」
- ③⑪ 石油ストーブ分解整備業務
- ア 競争入札参加資格者は、審査基準日において滝川市内に本店、支店または営業所等の営業拠点を有している事業者であること。
 - イ 審査基準日現在において2年以上その事業を営んでいること。
 - ウ 過去2年間（令和5年1月1日から令和6年12月31日）に国または地方公共団体からの受託実績があること。
 - エ 石油機器技術管理士の資格を有し、かつ3か月以上の雇用関係にある者を選任でき

- ること。
- ③② 学校保健安全法に定める児童生徒の尿検査業務
過去2年間（令和5年1月1日から令和6年12月31日まで）に学校保健安全法施行規則に基づく尿検査業務の契約実績があること。
- ③③ 滝川市学校給食調理等業務
ア 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
イ 北海道内に本社、支社、営業所等を有し、学校給食受託実績が豊富であり、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」に基づき、学校給食業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有していること。
ウ 学校給食の意義を十分に認識し、学校運営にも協力できること。
エ 事業経営基盤が安定し、危機管理等への対応能力と体制が構築されていること。
オ 衛生管理及び調理技術に関わる研修体制が整っていること。
カ 地元雇用等、地域の実情に対し、十分配慮できること。
キ 委託契約時までに、生産物賠償責任保険の損害補償制度に加入していること。又は、加入見込があること。
ク 前各号の条件を満たしている履行保証人を確保できること。
- ③④ 振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務
ア 審査基準日において、北海道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有していること。
イ 審査基準日において、引き続き2年以上その事業を営んでいる者であること。
ウ 過去2年間（令和5年1月1日から令和6年12月31日まで）に国又は地方公共団体からの受託実績があること。
- ③⑤ 公会計業務に係る契約
ア 審査基準日現在において2年以上その事業を営んでいること。
イ 競争入札参加資格者は、審査基準日において北海道内に本店、支店または営業所等の営業拠点を有している事業者であること。
ウ 過去2年間（令和5年1月1日から令和6年12月31日）に国又は地方公共団体からの受託実績があること。
- ③⑥ 地域イントラネット用ネットワークサービス
ア 審査基準日において、北海道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有していること。
イ 審査基準日において、引き続き2年以上その事業を営んでいる者であること。
ウ 令和2年1月1日から令和6年12月31日までに、ネットワークサービスにかかる納入事業に関して実績を有していること。
エ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による事業の登録を受け、電気通信事業者登録簿に登録されている事業者又は、同法第16条第1項の規定による届け出をしている事業者であること。

（４） 物品等の購入及び賃貸借に係る契約

① 物品等購入に係る契約

- ア 審査基準日現在において引き続き2年以上事業を営んでいること。
- イ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

② 学校給食用物資納入に係る契約

- ア 審査基準日現在において北海道内に本店、支店または営業所等の営業拠点を有している者であること。
- イ 審査基準日現在において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）または食品製造販売行商等衛生条例（昭和29年北海道条例第46号）に基づく営業の許可を受けている者であること。ただし、営業許可等の必要がない品目についてはこの限りでない。
- ウ 別紙当該申請に係る仕様書に記載の内容について履行可能な者であること。

③ 物品等賃貸借に係る契約

- ア 審査基準日現在において引き続き2年以上事業を営んでいること。
- イ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

4 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当核中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、3に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- （1）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- （2）中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

5 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年度及び令和8年度とする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- （1）政令第167条の4（政令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）に規定する者になったとき。
- （2）営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- （3）その他第1の3に定める要件を欠くに至ったとき。
- （4）当該資格審査の申請において、虚偽の申請が確認されたとき。

第3 資格審査の申請の時期、方法及び提出書類等

1 申請の時期

- （1）申請の時期は、令和7年1月20日（月）から令和7年2月7日（金）までとする。
- （2）中小企業等協同組合又は協業組合が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を受けたときは、当該中小企業等協同組合又は協業組合については、上記（1）によるほか、当該証明を受けたときとする。
- （3）設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合については、上記（1）によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。

2 申請方法及び申請先等

(1) 申請には次に掲げる提出書類を作成し、郵送により提出すること。

(2) 申請先 〒073-8686

北海道滝川市大町1丁目2番15号

滝川市役所 総務部 財政課 契約管財係

(3) その他 申請期間内必着のこと。

3 提出書類

(1) 工事の請負契約、役務の提供等に係る契約（①建築物の設計に係る契約、②測量、地質調査及びコンサルタント等に係る契約、）の場合

I. 申請書類は、原則として「滝川市建設工事等入札参加資格審査申請（様式1～5）」による。

II. その他の添付書類（複写可）

ア 納税証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(ア) 国税 ～・申請者が法人の場合は「納税証明書その3の3」

・申請者が個人の場合は「納税証明書その3の2」

(イ) 都道府県税 ～・申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等）の所在地が北海道内の場合は、北海道が発行する納税証明書

・上記以外の場合、申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等）の所在地の都府県が発行する納税証明書

(ウ) 市町村税 ～・申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等、連絡先がある場合はその連絡先となる営業所等）の所在地が滝川市内の場合は、滝川市が発行する市税完納等確認書

・上記以外の場合、申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等）の所在地の市区町村が発行する納税証明書（東京都の場合は都税事務所が発行する証明書）

イ 暴力団等の排除に関する誓約書（滝川市独自様式による）

ウ 納税状況確認に係る承諾書（滝川市独自様式による）

エ 商業登記簿謄本（個人の場合は、申請者の住所を管轄する市区町村長が発行する身分証明書。申請日前3ヶ月以内のもの。）

オ 決算書等（直近1年分）

カ 委任状（受任者に権限（入札、見積もり、契約の締結・履行、代金の請求・受領、入札及び見積に関する復代理人の選定等）を委任する場合）

キ 申請をする契約の種類による資格要件等に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類

ク 滝川市内に所在地を有する支店、営業所等（建設工事の場合は「従たる営業所」）で登録申請する者は、滝川市内支店等従業員名簿を提出すること。

（滝川市独自様式による。工事、測量及び設計の種目に申請する者に限る。）

(2) (1)に記載のある契約以外の役務の提供等に係る契約の場合

- I. 申請書類は、「滝川市入札参加資格審査申請書（様式6～7）」による。
 - II. その他の添付書類（複写可）については上記（1）のII. と同様。
- （3） 物品等の購入及び賃貸借に係る契約の場合
- I. 申請書類は、「滝川市入札参加資格審査申請書（様式6）」による。
 - II. その他の添付書類（複写可）
 - ア 納税証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）
上記（1）のII. のアと同様
 - イ 暴力団等の排除に関する誓約書（滝川市独自様式による）
 - ウ 納税状況確認に係る承諾書（滝川市独自様式による）
 - エ 商業登記簿謄本（個人の場合は、申請者の住所を管轄する市区町村長が発行する身分証明書。申請日前3ヶ月以内のもの。）
 - オ 決算書等（直近1年分）
 - カ 委任状（受任者に権限（入札、見積もり、契約の締結・履行、代金の請求・受領、入札及び見積に関する復代理人の選定等）を委任する場合）
 - キ 申請をする契約の種類による資格要件等に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類
 - ク 学校給食用物資納入に係る契約に申請する場合、下記の書類を提出すること。ただし営業許可等を受けている者または食品等一斉取締点検を受けた者に限る。
 - ・食品衛生監視票（写）（直近のもの、青果業者は不要）
 - ・食品衛生法に基づく営業許可証（写）または食品の製造販売行商等衛生条例に基づく営業許可証（写）

4 資格審査の再申請

- （1） 競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その都度、資格審査の再申請を行わなければならない。
 - ア 競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合
 - イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者である組合員に限る。）を変更した場合
 - ウ 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合
- （2） 上記（1）の再申請は、総務部財政課の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。